

2022. 02. 05

[「多くの子どもたちが甲状腺がんに苦しみ」批判への反論](#)

欧州委員会議長に宛てた [5 人の元首相の書簡「脱炭素・脱原発は可能です—EU タクソノミーから原発の除外を—」](#) を巡って色々な批判が出ており、環境大臣からの抗議も正式に出されたようです。

それに対し、5 人の元首相の意見を取りまとめ、事務局を務める原自連から反論と公開質問状が出されました。(以下に、一部引用)

「多くの子どもたちが甲状腺がんに苦しみ」が誤った記載であると書かれています。これは真実です。福島原発事故前は、年間 100 万人に一人か二人の発病しかなかった小児甲状腺がんですが、事故から 10 年で、事故当時福島県内で 18 歳以下だった 38 万人の中で既に 266 名の発症が判明しています。その内 222 名が甲状腺摘出手術を受けています。これは、大臣が根拠とされている福島県の県民健康調査委員会が判明した数字です。・・・」

出された反論と質問内容はもっともだと考えています。

ぜひ、[「全文」](#) をご一読いただければと思います。

なお、「1 月 27 日には小児甲状腺がんに罹り、摘出手術を受けた若者たち 6 名が、東京電力を相手取り訴訟を起こし」ました。因果関係(が無いという)立証責任は被告である企業の側にあることは、四大公害裁判でも確定しています。



5 人の元首相が「差別や偏見を助長する」かのような批判もありますが、本当の差別者は、これから「原告を攻撃する人たち」です。大切なのは放射線による健康

被害から現地の人々を守ることでしょう。また、原発事故と健康破壊との因果関係（が無いこと）が立証できなければ、補償を受ける権利・移住する権利を否定できないはずで

関連して、以前の blog 記事の一部を再度紹介します。

[「美味しんぼ一鼻血問題」](#)をめぐる状況について、わたしも当時（2014年）の「某機関紙のコラム」で以下のように触れました。しかし、[事態はもっと悪質で深刻だった](#)ようです。

▼漫画『美味しんぼ』の内容（例えば福島県双葉町井戸川元町長の鼻血に関する証言）が物議をかもしました。この間、一連の「美味しんぼたたき」には集団同調的な不健全さを感じていたが、首相をはじめとする政府要人の発言は不健全では済まされない。例えば石原環境大臣は「被ばくと鼻血は無関係。風評被害を引き起こす云々」と述べたが、「現地の実態や体験に基づいた証言」を封殺するような発言は大きな問題だろう。

▼福島県の調査（今年三月）では、県内三〇万人の子どもの中で甲状腺癌発症が確定されたのは五〇人に上った。「十代の甲状腺癌は百万人に一〜九人程度」（国立がん研究センター）という確率と照合すれば相当な発症率だが、首相・環境大臣はじめ政府の要人はそれを黙殺している。

▼環境省の前身である環境庁が設置されたのは1971年7月。高度経済成長の過程で起こった公害問題や裁判闘争が設置の背景にある。「健康破壊と企業活動との因果関係はない」といった不適切な政府の対応によって被害を拡大し、多くの人々の健康と命を奪った公害の歴史。現在の環境大臣はそこから一つでも学んでいるのか。

▼日本では旧ソ連で法制化されていた人権（年間1m Sv以上の被曝を避けて移住する権利）さえ保障されていない。そのような中、自らの体験をもとに不安・危険を訴える権利を封殺するようなことは許されることではない。「命と健康を守る権利」は無条件に保障されるべきであろう。

2022. 02. 11

[原発事故と公害裁判](#)

[前記事](#)で述べた汚染物質による健康被害の立証責任について、私は以下のように述べました。

「1月27日には小児甲状腺がんに罹り、摘出手術を受けた若者たち6名が、東京電力を相手取り訴訟を起こし」ました。因果関係（が無いという）立証責任は被告である企業の側にあることは、四大公害裁判でも確定しています。

上記はかなりおおざっぱな記述になっていますので、環境白書〔1973（昭和48）年版の「[第1節 四大公害裁判の教訓](#)」〕をもとに補足をおきます。

企業側に立証責任があることをわかりやすく述べている判決は、新潟水俣病のもので

1971（昭和46）年9月の判決において、まず、因果関係については、原因物質お

よび汚染経路について様々の情況証拠により、関係諸科学との関連においても矛盾なく説明でき、汚染源の追求が被告企業の門前に達した時には、被告企業において汚染源でないことの証明をしない限り、原因物質を排出したことが事実上推認され、その結果工場排水の放出と本疾病の発生とは、法的因果関係が存在するものと判断すべきであるとされた。

(熊本の水俣病の場合、遅まきながら被告が因果関係を認めた。)

また、イタイイタイ病の場合は「被告が主張するカドミウムの人体に対する作用を数量的な厳密さをもって確定することや経口的に摂取されたカドミウムが人間の骨中に蓄積されるものかどうかの問題はいずれもカドミウムと本病との間の因果関係の存否の判断に必要でない」とされ、原告による定量的な立証責任が免除されました。

さらに、四日市ぜんそくの訴訟で、企業側が「大気汚染防止措置を講じて、結果回避義務を尽した以上被告に責任はないと主張したことに對して」は、「生命、身体に危険のあることを知りうる汚染物質の排出については、企業は経済性を度外視して、世界最高の技術、知識を動員して防止措置を講ずべきであり、そのような措置を怠れば過失は免れない」という判決が下されています。

いずれも、因果関係の厳密な定量的・科学的立証責任を原告側に負わせることなく、健康被害に関する企業側の責任を明確に認めています。

東京電力を相手取って起こされたこの度の訴訟も、過去における公害裁判の判例が重要な意味を持つてくるはずです。